

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、書面掲示をウェブサイト上で行っております。

明細書について（明細書発行体制等加算）

- ・当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は受付にてお申し出ください。
- ・明細書の再発行は行っておりませんので大切に保管してください

一般名での処方、長期収載品の処方について

- ・現在、医薬品の供給が不安定になっていることから後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名でなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。
- ・令和6年10月より後発医薬品がある薬で先発品を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご了承ください。（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）
- ・先発品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。
- ・みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合を除き一部の先発品を希望される場合には「特別の料金」としてご負担をお願いすることになりました。これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

28日以上長期処方について

- ・患者様の現在の状況に応じて28日以上長期処方、またはリフィル処方箋を発行することが可能です。

医療情報の活用について（医療DX、医療情報取得加算）

- ・当院ではマイナンバーカードの使用及びオンライン資格確認をおこなう体制を有しています。
- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等からデータ（受診歴、薬歴、手術歴、入院歴、特定健診情報等）を取得し情報を活用して診療をおこなっています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスの導入検討等、医療DXにたいする取り組みをしています。

情報通信機器を用いた診療について

- ・初診の方に向精神薬を処方することはできません。

地方厚生局長への届け出

- ・当院では、以下の診療報酬上の項目について、中国四国厚生局指導監査課（広島）に届け出ております。

医療DX推進体制整備加算

外来・在宅ベースアップ加算(1)

医療情報取得加算

夜間・早朝等加算

外来感染対策向上加算

在宅療養支援診療所

在宅がん医療総合診療料

在宅時医学総合管理料

情報通信機器を用いた診療に係る基準